

給食用食材の地元農産物検査方法

試料採取（生産者または生産者団体）



生産者・生産者団体等は、品目毎に1ほ場から1点の試料を採取します。

生産者等において自主検査を行い、セシウム134と137の合算値で、検出限界値（10ベクレル）未満となった地元農産物について、生産者氏名、ほ場所在地、検査年月日、検査結果等を教育委員会へ報告します。

自主検査場へ

（生産者等）自主検査



自主検査場または給食センター、学校において、検出限界値（10ベクレル）未満となった地元農産物について、給食食材として使用します。

調理場（給食センター、学校）検査



検出限界値未満
(10Bq/kg 未満)

学校給食食材として使用

